

# 令和8年度の 農業金融について

## 政策担当者に聞く

農林水産省経営局金融調整課長

白石 知隆



平素より農政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

はじめに、昨夏の豪雨や今年の大雪、地震等の自然災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

都道府県農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金の皆様をはじめ、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様におかれましては、農業経営に必要な資金供給の円滑化に向けて御尽力いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。また、厳しい農業経営の資金繰りに関し、政府の要請も踏まえて、円滑な資金供給や償還猶予等の条件変更にも柔軟に応じていただいております金融機関の皆様に変更を改めて篤く御礼申し上げます。

### 我が国の金融をめぐる

我が国の金融をめぐることは、改めて申し上げるまでもなく、長らく続いた超低金利環境からの本格的な脱却と金利のある世界への適応が求められる状況となっています。また、本年2月末以降の中東情勢の悪化は、今後、国内産業の広範囲に影響が及ぶ可能性があるため、政府としても官民金融機関に対して、影響を受ける事業者の資金繰り等の相談に丁寧に応じるよう要請しているところです。

このような難しい状況の中ではありますが、各金融機関の皆様におかれましては、引き続き、顧客ニーズに応えつつ経営基盤を強化し、時代の変化に即したビジネスモデルの構築、経営の持続性の確保に不断に努めていた

だくことを期待いたしております。

### 農業金融について①:金融機関における取組

各地域の農業の維持・活性化に向けては、農協系統をはじめ地域の金融機関において、経営相談・経営診断などを通じて取引先の農業者のニーズを細かに汲み取り、必要な資金を適切に供給していただくことが重要です。また、金融機関の強さである豊富なネットワークや情報を活かし、農業と食品産業等の農業関連産業の良好な関係の構築に取り組んでいただくなど地域農業のポテンシャルを引き出す取組を展開していただき、そのことが金融機関の収益向上にもつながっていくことを期待いたします。

農業分野の資金需要は、農業経営の規模拡大や、物流、加工、輸出等の取組の進展等により、拡大している状況にあります。農協系統金融機関の令和6年度新規農業融資額は3,648億円、農協系統以外の民間金融機関における令和6年度の農林業向け新規融資(設備資金)は703億円であり、農協系統のみならず地方銀行等におかれても積極的に農業経営を後押ししていただいている事例が多々あるものと認識しています。また、今後、地域計画に位置付けられた方を中心に地域の農地の受け皿となる担い手の規模拡大や事業多角化等に伴う資金需要が一層拡大すると見込んでおり、実際に、直近の農業景況調査によれば、令和8年に「設備投資予定あり」とする比率は57.1%とこの10年間で最も高い水準となっています。

農業融資が円滑に行われるためには、農業信用保証保険制度がその役割を十分に発揮することが必要です。我が国の農業経営・農業生産、ひいては国民への食料の安定供給を、いわば緑の下の方の力持ちとして支えているのが農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様であると考えております。

### 農業金融について②：農業金融に関する施策

農業金融に関する施策としては、上記の農業信用保証保険制度等の各種関連制度を適切に運用するよう努めつつ、制度資金に関する利子助成や保証料助成を実施する等の予算事業を措置しています。今年度も必要な事業を展開し、農業者の経営を金融面からサポートしてまいります。

民間金融機関の活動を補完する役割を担うのが、政策金融機関たる日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫です。生産資材価格の高騰等により農業経営が大きな影響を受けている中、農林漁業セーフティネット資金等の円滑な供給を通じて農業経営の下支え機能が発揮されていると考えています。今後も、民間金融機関と公庫が連携・協調し、農業者に必要な資金や経営ノウハウが適切に提供されることを期待しています。

また、令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては、前述のように農業分野の資金需要が拡大していることや、今後、資金需要が一層拡大することが見込まれることを踏まえ、「民間資金の更なる活用を促進するとともに、民間金融機関が取り扱う制度資金について、更なる資金ニーズの拡大に対応可能な貸付条件となるよう、在り方を検討する」とされたところです。

これを受け、民間金融機関が取り扱う長期・低利の制度資金である農業近代化資金について、資金需要の拡大に対応し得るよう、貸付内容を見直すべく、農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案を第221回国会(令和8年特別会)に提出し、国会での御審議の上、4月に成立、5月に公布されました。

農業近代化資金の具体的な拡充内容としては、従来的一般資金に加えて、「農業経営高度

化資金」という新たな資金メニューを追加し、地域計画に位置付けられた農業者等に対して、貸付限度額を個人2億円、法人7億円まで大幅に引き上げるとともに、償還期限を20年以内までに延長するほか、資金用途についても設備資金、長期運転資金のほか、農地取得や前向き借換を追加することとしています(従来メニューである一般資金も存置します)。新たな農業近代化資金が円滑に融通され、農業者の経営改善が一層促進されるよう、農業信用保証保険制度による支援や周知をよろしく願います。

新たな農業近代化資金の内容

1 農業経営高度化資金[新設]	
①貸付対象者	地域計画に位置付けられた農業者等
②貸付限度額	農業者 個人 2億円 法人等 7億円 (大臣特認の場合は特認額)
③償還期限	20年以内 (措置期間7年以内)
④資金使途	設備資金、長期運転資金、農地取得、借換え
2 一般資金[従来メニュー]	
①貸付対象者	農業者、共同利用事業者 (農協、農協連合会等)
②貸付限度額	農業者 個人 18百万円 法人等 2億円 (大臣特認の場合は特認額) 共同利用事業者 15億円 (大臣特認の場合は特認額)
③償還期限	農業者 15年以内 (措置期間7年以内) 共同利用事業者 20年以内 (措置期間3年以内)
④資金使途	設備資金、長期運転資金、 共同利用施設の改良・造成等

### 信用基金の新たな中期目標について

信用基金においては、令和5年度より始まった第5期中期目標の実現に向け取り組んでいるところです。令和8年度の具体的な取組として、信用基金は、①スマート農業の実装に必要な資金を円滑に調達できるよう、関係団体等に保証保険制度の情報を提供、②令和8年4月に導入した新たな保険料率体系に基づく運用状況について保険引受実績を基に分析、③期中管理について、農業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担によりその強化を図る、などの取組を行っております。引き続き関係各位の御協力をお願いする次第です。

### おわりに

農林水産省として、今後とも、農業経営・農業生産を支え、食料の安定供給を確保していく上で、農業金融が適切に展開されるよう、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様をはじめ関係各位と意思疎通を図りながら、施策を検討し、構築・展開してまいります。

本年度もどうぞよろしく願います。